

平成 29 年 12 月 20 日

長野市教育委員会
教育長 近 藤 守 様

長野市社会教育委員会議
委員長 宮 下 英 子

長野市立公民館のあり方について（答申）

平成 29 年 7 月 28 日付け 29 家第 346 号で諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当委員会議の意見は、別紙のとおりです。

長野市立公民館のあり方について（答申）

市立公民館は、社会教育法の規定に基づいた教育施設として、各種講座やグループ・サークルなどの社会教育や生涯学習の拠点としての役割を担ってきた。

近年の社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや意識の多様化が進み、市立公民館には、より一層の住民ニーズに応じた役割が求められるようになってきている。

このような現状を踏まえ、審議を行った結果、諮問事項について下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

記

1 市立公民館の施設運営について

市立公民館は、市民の生涯学習活動の拠点施設として機能してきたところであるが、多様化した住民ニーズを踏まえ、地域の拠点施設として、より地域活動に活用できるように、利用上の制約を緩和することが適当である。

2 見直しの実施方法について

施設の利用状況や住民要望が多様化していることから、各地域の実情を鑑み、地域の特性を十分考慮する必要がある。

そのために、モデル地区設定による試行を実施し、課題を洗い出すとともに、その対応を図りつつこれからの時代に合った制度を導入することが望ましい。